

## 射水市教育委員会 11月定例会次第

日 時 令和元年11月22日(金)  
午前10時から  
場 所 本庁舎4階会議室401

### 1 会議録の承認

### 2 事務局報告

- (1) 射水市議会12月定例会会期日程について 資料1
- (2) 令和元年12月補正予算について 資料2
- (3) 射水市議会12月定例会提出議案について 資料3

### 3 協議事項

- (1) 学校給食費の改定について(学校教育課) 資料4

### 4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 令和2年射水市成人式について(生涯学習・スポーツ課) 資料5
- (2) 「スポーツに関する意識調査」について(生涯学習・スポーツ課) 資料6
- (3) 海竜スポーツランド熱源機械設備更新工事について  
(生涯学習・スポーツ課) 資料7
- (4) (仮称)射水市フットボールセンターの基本構想及び基本計画(案)  
の概要について(生涯学習・スポーツ課) 資料9
- (5) 教育委員会行事予定 資料8

### 5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

**12月23日(月) 午前10時00分から 会議室401**

令和元年12月射水市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

12月 4日(水)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明 日程第4 予算特別委員会の設置 日程第5 広報委員会委員の辞任及び選任
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月 5日(木)			議案調査日
12月 6日(金)			議案調査日
12月 7日(土)			休 会
12月 8日(日)			休 会
12月 9日(月)			議案調査日
12月10日(火)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
12月11日(水)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月12日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問(予備日) 日程第2 各議案の委員会付託
	本会議終了後	委員会	予算特別委員会(説明)
12月13日(金)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
12月14日(土)			休 会
12月15日(日)			休 会
12月16日(月)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
12月17日(火)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
12月18日(水)	午前10時	委員会	港湾振興特別委員会
	午後1時30分	委員会	予算特別委員会
12月19日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月20日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示：11月27日(水) 10時00分 議会運営委員会  
13時30分 全員協議会(議案説明)  
発言通告日 代表質問 12月 5日(木) 午後1時  
一般質問 12月 6日(金) 午後1時  
予算特別委員会 12月17日(火) 午後1時

## 令和元年度12月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係）

## 1 歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
15 款 国庫支出金	738	子ども・子育て支援交付金
16 款 県支出金	749	放課後児童健全育成事業費等補助金
18 款 寄附金		指定寄附
社会教育事業寄附金	300	新湊信用金庫300千円
教育振興事業寄附金	1,000	協和紙工業（株）1,000千円
22 款 市債		
	23,100	歌の森小学校整備事業債
	39,300	小杉南中学校整備事業債
	22,900	大門中学校整備事業債
	71,000	保健体育施設整備事業債

## 2 歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
3 款 民生費		
放課後児童健全育成事業費	2,257	放課後児童クラブ運営委託
10 款 教育費		
学校給食費（小）	8,605	真空冷却機更新
教育振興運営費（中）	1,000	寄附金による備品購入
家庭教育力向上支援事業費	300	あったか家族応援プロジェクト実施事業補助金
海竜スポーツランド維持管理費	79,000	熱源機械設備更新工事

議案第98号

射水市生涯学習センター条例の廃止について

射水市生涯学習センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市生涯学習センター条例を廃止する条例

射水市生涯学習センター条例(平成28年射水市条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第98号

射水市生涯学習センター条例の廃止について

(説明)

生涯学習センターの生涯学習及び交流機能をいみず市民交流プラザに移転することに伴い、令和2年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

令和2年4月1日

議案第107号

指定管理者の指定について

射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコート

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 議案第107号

### 指定管理者の指定について

#### (説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市新湊総合体育館	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ 射水市久々湊467番地
射水市新湊テニスコート	理事長 杉浦 昇

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブは、受益者負担の精神と自主運営に基づいた地域密着型の生涯スポーツの拠点として、多世代、多種目及び多志向なスポーツ並びに文化メニューを地域住民に提供することを目的に、平成18年に設立された。 平成18年度から射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコート 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第108号

指定管理者の指定について

射水市小杉総合体育センターの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉総合体育センター

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで



## 議案第108号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉総合体育センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉総合体育センター	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり 射水市黒河712番地 理事長 三上 久男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらりは、スポーツによる地域活性化を通し、子どもから大人まで気軽にスポーツ文化を楽しめる場を提供することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市小杉総合体育センター及び射水市小杉体育館の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市小杉総合体育センター 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市小杉体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまででも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第109号

指定管理者の指定について

射水市小杉体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉体育館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 議案第109号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市小杉体育館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市小杉体育館	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり 射水市黒河712番地 理事長 三上 久男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらりは、スポーツによる地域活性化を通し、子どもから大人まで気軽にスポーツ文化を楽しめる場を提供することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市小杉総合体育センター及び射水市小杉体育館の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市小杉総合体育センター 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市小杉体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまででも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第110号

指定管理者の指定について

射水市大門総合体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大門総合体育館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 議案第110号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市大門総合体育館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大門総合体育館	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ 射水市二口3142番地 理事長 西谷 清

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブは、地域密着型の生涯スポーツの拠点組織として、市民が世代を超えてスポーツを楽しみ、健康づくりや地域づくりに繋げることを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大門総合体育館及び平成20年度から射水市パークゴルフ南郷の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大門総合体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市パークゴルフ南郷 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

射水市大島体育館及び射水市大島弓道場の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島体育館及び射水市大島弓道場

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第111号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市大島体育館及び射水市大島弓道場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市大島体育館	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ 射水市新開発300番地 理事長 島上 淳
射水市大島弓道場	

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブは、体を動かすことの楽しさや健康づくりを通じた「仲間づくり」をきっかけに、安心で、かつ、笑顔で生活できるまちづくりに貢献することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大島体育館及び平成20年度から射水市大島弓道場の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大島体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市大島弓道場 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第112号

指定管理者の指定について

射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコートの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで



議案第112号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコートの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村体育館	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男
射水市下村グラウンド	
射水市下村テニスコート	

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

## 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。



議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

射水市サン・ビレッジ新湊の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市サン・ビレッジ新湊

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市体育協会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第113号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市サン・ビレッジ新湊の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市サン・ビレッジ新湊	公益財団法人 射水市体育協会 射水市久々湊467番地 会長職務代行専務理事 岡部 宗光

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市体育協会は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と明朗で快活な体育文化の進展に寄与することを目的に、平成6年に設立された。 平成18年度から射水市サン・ビレッジ新湊及び海竜スポーツランドの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市サン・ビレッジ新湊 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 海竜スポーツランド 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

射水市パークゴルフ南郷の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市パークゴルフ南郷

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第114号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市パークゴルフ南郷の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市パークゴルフ南郷	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ 射水市二口3142番地 理事長 西谷 清

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブは、地域密着型の生涯スポーツの拠点組織として、市民が世代を超えてスポーツを楽しみ、健康づくりや地域づくりに繋げることを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市大門総合体育館及び平成20年度から射水市パークゴルフ南郷の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市大門総合体育館 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市パークゴルフ南郷 平成20年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

射水市下村パークゴルフ場の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村パークゴルフ場

- 2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

- 3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで



## 議案第115号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村パークゴルフ場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村パークゴルフ場	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対して、スポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

## 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。



議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

射水市下村馬事公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村馬事公園

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第116号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市下村馬事公園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
射水市下村馬事公園	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ 射水市加茂中部843番地 理事長 芝田 次男

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけは、会員及び地域住民に対してスポーツ及び文化活動の普及啓発を展開することにより、健全な心身の育成と相互の交流を図り、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成19年に設立された。 平成19年度から射水市下村体育館、射水市下村グラウンド、射水市下村テニスコート、射水市下村パークゴルフ場及び射水市下村馬事公園並びに平成22年度から射水市ふれあい農園の指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村パークゴルフ場 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市下村馬事公園 平成19年4月1日から令和2年3月31日まで 射水市ふれあい農園 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

## 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

## 6 指定管理者の選定理由

これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。



議案第117号

指定管理者の指定について

海竜スポーツランドの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

海竜スポーツランド

- 2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市体育協会

- 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで



## 議案第117号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、海竜スポーツランドの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
海竜スポーツランド	公益財団法人 射水市体育協会 射水市久々湊467番地 会長職務代行専務理事 岡部 宗光

- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	公益財団法人 射水市体育協会は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と明朗で快活な体育文化の進展に寄与することを目的に、平成6年に設立された。 平成18年度から射水市サン・ビレッジ新湊及び海竜スポーツランドの指定管理者として、適切な施設管理等を行っている。
過去の実績	射水市サン・ビレッジ新湊 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで 海竜スポーツランド 平成18年9月1日から令和2年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、専門性があり、人材育成及びノウハウが必要であること並びに安定的な業務を遂行するために期間を要することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまで当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、特段の指摘はなく、業務を遂行してきたこと並びに多種多様なスポーツ教室事業を通し「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努めていることから、施設の活性化が期待できると判断した。

議案第 99 号

射水市立歌の森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事請負  
契約について

令和元年 1 月 19 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立歌の森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 359,700,000 円  
(うち消費税等 32,700,000 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・佳栄建設射水市立歌の森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市土合 1490 番地  
高田建設株式会社  
代表取締役 高田 実  
構成員 射水市七美中野 205 番地  
株式会社佳栄建設  
代表取締役 小関 佳誉子

令和元年 1 月 24 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第99号

射水市立歌の森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和元年11月19日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	359,700,000円 (うち消費税等 32,700,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・佳栄建設射水市立歌の 森小学校大規模改造第Ⅲ期（建築 主体）工事共同企業体  代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実  構成員 射水市七美中野205番地 株式会社佳栄建設 代表取締役 小関 佳誉子	契約締結の日 ～ 令和2年3月31日

## 学校給食費の改定について

学校教育課

## 1 概要

現在の学校給食費については平成26年度から適用しているが、食材費が上昇し、現在の給食費で栄養価を維持した給食を提供していくことが困難となってきたことから、学校関係者や保護者代表等で構成する射水市学校給食運営協議会で学校給食費の改定について協議してきたところである。

今後も安全・安心で栄養価を維持した美味しい学校給食を提供していくため、令和2年4月からの学校給食費について改定しようとするもの。

## 現在と改定後の1食当たり給食単価（税込）

	現在 (平成26年度～)	改定後 (令和2年度～)	増額
幼稚園	258円	275円	17円
小学校	268円	290円	22円
中学校	309円	335円	26円

※ 上記の学校給食費は保護者が負担する食材購入費分であり、施設整備費、調理業務委託費や光熱水費等は市の負担である。

## 2 改定（増額）理由

- (1) 基本物資（ごはん、パン、牛乳）の価格が上昇している。これまでは献立の工夫や副食の変更などで対応してきたが、現在の給食費で献立の多様性や質、栄養価を維持した給食を提供していくことが困難となってきた。  
 ※ 食材費に係る消費税は、軽減税率（8%）が適用されるが、食材の容器や包装、輸送に係る経費等は適用外（10%）となる。

- (2) 学校給食摂取基準（H30.8改定）に基づいた標準献立を実施するための必要経費を試算した結果、現在の1食当たりの単価に比べ、幼稚園で約17円、小学校で約22円、中学校で約26円不足する。

## 【参考】月当たりの影響額

	月間予定回数	現在	改定後	増額
幼稚園	17回	4,386円	4,675円	289円
小学校	18回	4,824円	5,220円	396円
中学校	18回	5,562円	6,030円	468円

## 令和 2 年射水市成人式について

### 1 目的

新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する。

### 2 会場

アルビス小杉総合体育センター（大アリーナ）

### 3 期日

令和 2 年 1 月 12 日（日）

### 4 次第

10:00～10:30 式典

- ・ 開式
- ・ 国歌斉唱
- ・ 式辞〔市長〕
- ・ 祝辞〔市議会議長〕
- ・ 新成人誓いのことば〔新成人〕
- ・ 交通安全宣言〔新成人〕
- ・ 市民憲章朗読〔新成人〕
- ・ 閉式

10:30～10:50 アトラクション

- ・ 浜獅子太鼓（終了予定時刻、午前 10 時 50 分）

### 5 対象者

平成 11 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに出生し、射水市に住民登録のある者及び希望者を対象とする。

令和 2 年対象者数 968 人（11 月 1 日現在、市外参加者除く。）

〈参考〉

平成 31 年対象者数 1,006 人中、参加者数 740 人

（出席率 73.6%：市外参加者除く。）

### 6 周知方法

- (1) 対象者に案内状（受付券同封）を送付（11 月下旬）
- (2) 「広報いみず」10 月号・12 月号に開催のお知らせを掲載
- (3) 市ホームページ等に開催のお知らせを掲載

### 7 駐車場及び交通導線について

当日、交通混雑が予想されるため、来賓・招待者と新成人の交通導線及び駐車場を分ける。

## 「スポーツに関する意識調査」について

生涯学習・スポーツ課 スポーツ推進係

### 1 目的

市民のスポーツに対する意識やスポーツの実施状況、スポーツ振興に対する要望などについて調査することで、現状や課題を明らかにし、市スポーツ推進計画の施策の評価、今後の市政運用に活用する。

### 2 方法

無作為抽出した1,000人を対象に調査票を郵送する。対象者は無記名で回答する。調査票は同封した返信用封筒にて回収する。

### 3 内容

- ・スポーツに対する意識やスポーツの実施状況について
- ・「総合型地域スポーツクラブ」について
- ・市内でのスポーツ観戦・市内イベントの参加について
- ・市のスポーツ推進に関する要望について

### 4 対象者

無作為抽出 1,000人（市内在住の日本人）

18歳以上79歳以下の男女（地区別、男女別、年齢階層別）

### 5 実施計画

- (1) 調査実施（11月中旬～12月下旬）
- (2) データ集計・分析（1月～2月上旬）
- (3) スポーツ推進審議会において結果報告（2月下旬）
- (4) 市ホームページ等に結果を掲載（3月）

## 海竜スポーツランド熱源機械設備更新工事について

## 1 熱源機械設備の更新について

平成11年3月の施設完成後、20年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。特に熱源機械設備や配管等の老朽化が著しく、施設を運営していく上で支障をきたすことから、更新を行うもの。なお、今年度は熱源機械設備更新工事の発注に向け、設計を終えたところである。

## 2 システムの比較検討結果について

熱源機械の更新に当たっては、イニシャルコスト及びランニングコスト等を考慮し、システムの比較検討した結果、空冷式（電気）を採用する。

検討項目	水冷式（現状方式）	空冷式（電気）	空冷式（ガス）
イニシャルコスト	全配管を更新する必要がある、コスト高。	一般的なシステムであり、コストは平均値。	電気と比較し、バルクタンク、ガス配管分のコストが増加。
ランニングコスト	約 9,000 千円/年	約 5,000 千円/年	約 7,500 千円/年
その他	工事期間は休館する必要がある。（休館期間は約 6 か月）	工事期間であっても開館可能。（休館期間は 3 週間程度）	工事期間であっても開館可能。（休館期間は 3 週間程度）

## 3 更新計画

## (1) 空調設備

- ・空調機器（熱源機器、空調機）の更新
- ・会議室等は全館空調から個別パッケージエアコンに更新

## (2) 衛生設備

- ・給湯設備は、電気式ヒートポンプ給湯器、貯湯槽等を整備（夜間蓄熱）
- ・プール等昇温設備は、電気式ヒートポンプチラーを整備（夜間蓄熱）

## 4 事業費について

275,700 千円（当初予算）→ 79,000 千円（12月補正予算案）→ 354,700 千円

## 5 事業費増の理由について

当初の計画では、空調機の老朽化した部品のみを交換する予定であった。しかし、熱源機械更新の設計を行うにあたり、詳細な調査を行ったところ、空調機本体も老朽化による故障の可能性が非常に高く、製造後相当年数が経過し、補修部品の供給がないことから、空調機本体を更新する必要がある、事業費が増加したものの。

## 6 今後の予定

令和元年度 工事発注入札及び契約（3月議会議案予定）  
令和2年度 工事施工

## (仮称) 射水市フットボールセンターの基本構想及び基本計画(案)の概要について

## 1 フットボールセンターの整備方針(案)について

射水市スポーツ推進計画の基本理念「スポーツで創る 笑顔 感動 きららか射水」を具現化するプロジェクトの一環として、(仮称)射水市フットボールセンターを整備する。先に整備された県フットボールセンターは、大会利用などの需要に対して、慢性的にコートが不足しており、今回の整備により、スポーツに親しむことができる環境の充実が図られる。加えて、県西部を中心に多くの利用者が見込まれることから、フットボール競技の振興のほか、交流人口の拡大による経済効果も期待される。さらに整備予定地である海竜町周辺は、海竜スポーツランド、元気の森公園及び新湊マリーナ等のスポーツ施設に加えて、新湊大橋や海王丸パークなどの観光資源も立地していることから、これらの施設と連携させることにより、地域の魅力向上につなげていく必要がある。

このことから、周辺のスポーツ施設や観光資源とも連携できる施設を目指すことで、賑わいを創出するとともに「スポーツエリアの拠点」として、フットボールセンターの整備を行うものとする。

## 2 整備計画(案)について

## (1) 整備概要について

項目	整備概要	前回(平成30年12月議会)報告からの追加及び変更点
所在地	射水市海竜町地内(富山新港東埋立地内)	-
敷地面積	約33,000㎡	整備面積が確定
施設計画	人工芝グラウンド2面(夜間照明施設、防球ネット付)、クラブハウス1棟(事務所、会議室、休憩ロビー、ロッカールーム、観覧スペース、トイレ、倉庫等)、エントランス広場(イベント等で活用)、駐車場(150台以上)	フットサルコート(屋根付)を多目的に利用できるウォームアップ場(屋根なし)に変更
工事費用	約10億円	既整備地(平成25年完成)の事例を参考に概算の工事費を約6億2,200万円としていたが、人件費及び資材費等の高騰により増額

## (2) 整備イメージ及び平面図について

別紙のとおり



### (3) 整備計画の特徴について

#### ① 効率的な管理運営

クラブハウスを2つのコートの中央に配置することで、施設の維持管理を効率的に行う。

#### ② 賑わいスペースの確保

クラブハウスの一部屋上には観覧デッキを設置し、競技の応援者以外にも富山湾や立山連峰の美しい景観を楽しむ展望目的での利用も可能とする。

また、エントランス広場では、フリーマーケットやキッチンカーの導入など、スポーツ以外の各種イベントにも活用するなど、賑わいを創出する。

#### ③ 周辺スポーツ施設との連携

周辺のスポーツ施設と連携することで、様々なスポーツ愛好者が集える施設とする。今回、屋根付きフットサルコートの機能を海竜スポーツランドのアリーナで代替することで、施設相互の利用と連携を深め、施設機能の効率化とスポーツエリアとしての魅力度を高める。なお、フットサルコートについては、今後のニーズやフットボールセンターの利用状況を見極め、敷地内での整備について将来的な検討課題とする。

#### ④ 猛暑対策

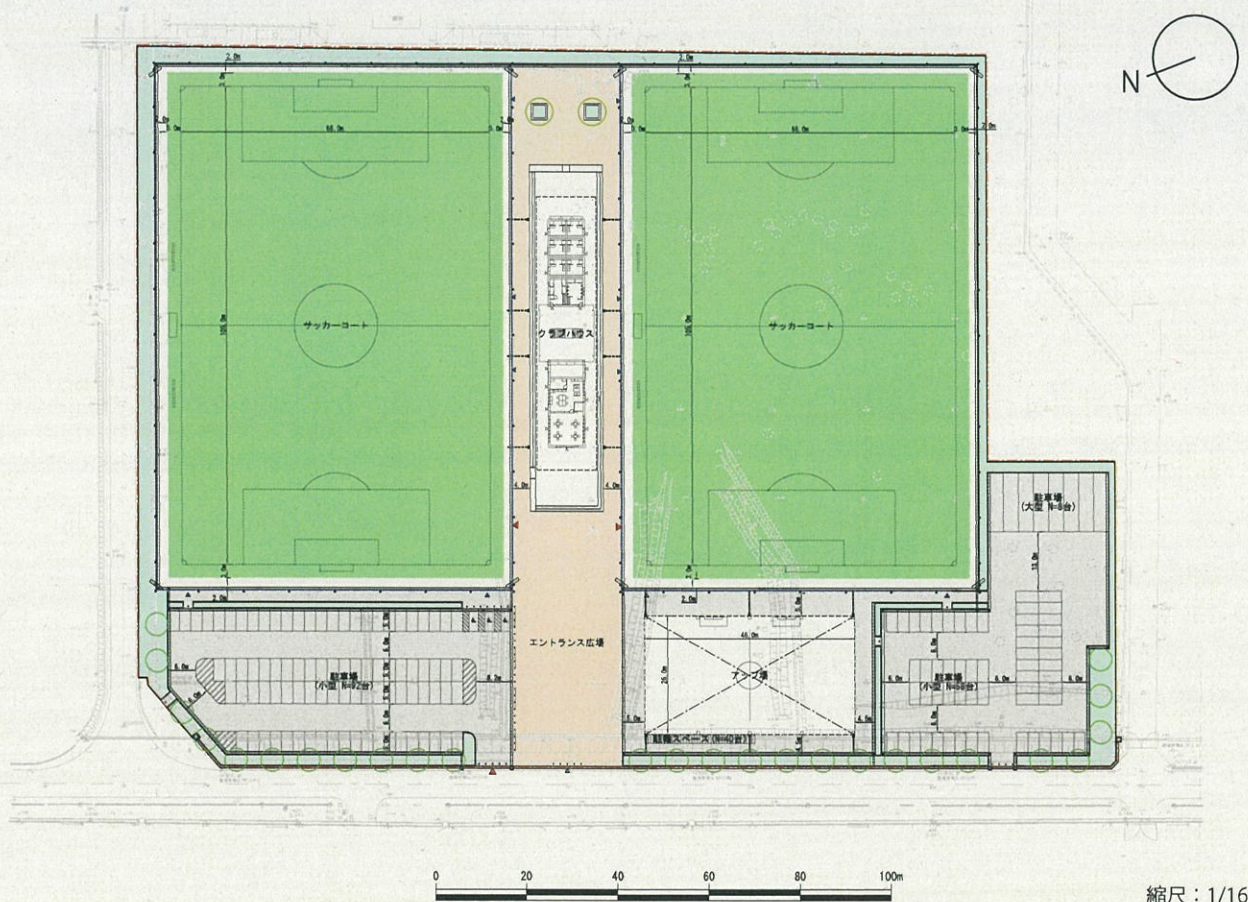
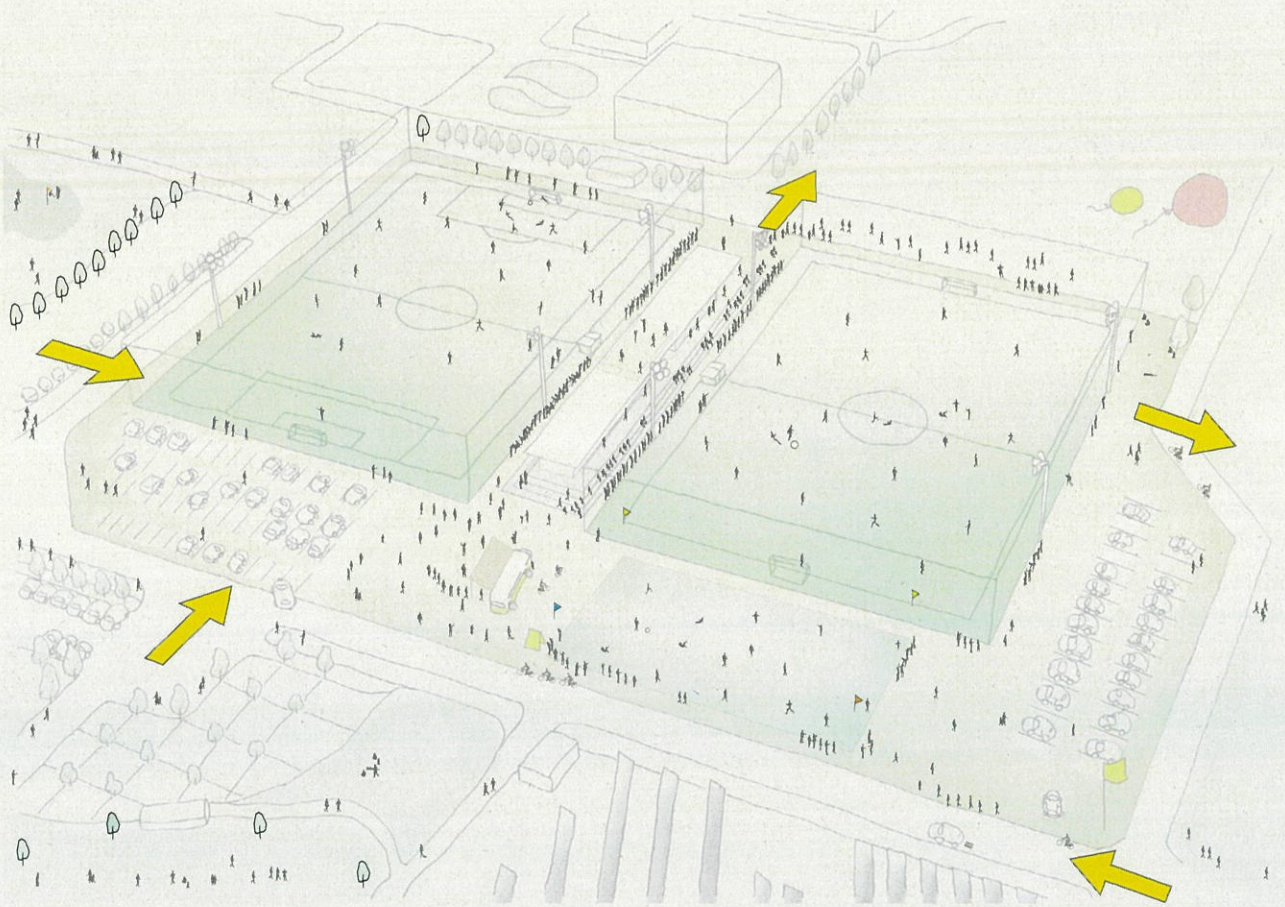
近年の猛暑による競技者や観覧者の健康に配慮し、クラブハウス周辺に日陰を作る。

### 3 整備スケジュール（案）について

令和2年度 実施設計（完了後、整備工事に着手）

令和4年12月までに完成予定

整備イメージ及び平面図（案）



令和元年12月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	日	10:00	高周波文化ホール	射水市生涯学習フェスティバル、作品展	生涯学習・スポーツ課	教育長
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日	10:00	本庁舎会議室302	第4回いみず親学びスクール「親子で楽しむ♪ViscuitでLet'sプログラミング！」	生涯学習・スポーツ課	
9	月					
10	火					
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日	10:00	本庁舎会議室302	「家庭教育研究集会」講演会	生涯学習・スポーツ課	
16	月					
17	火					
18	水					
19	木					
20	金					
21	土	11:00	中央図書館	冬のおたのしみ子ども会	中央図書館	
22	日					
23	月					
24	火		各幼稚園、小中学校	2学期終業式	学校教育課	
25	水					
26	木					
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
31	火					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
11/29	2/24	新湊博物館	「石黒宗麿と阿部雪子」展				
12/3	12/13	中央図書館	障がい者週間関連展示				

令和2年1月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	水	0:00	放生津八幡宮前	射水市元旦マラソン(第57回新湊会場)	生涯学習・スポーツ課	
		9:00	大門総合体育館前	射水市元旦マラソン(第43回大門会場)	生涯学習・スポーツ課	
		10:00	下村加茂神社	獅子分け神事	生涯学習・スポーツ課	
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水		各幼稚園、小中学校	3学期始業式	学校教育課	
9	木					
10	金					
11	土					
12	日	10:00	アルビス小杉総合体育センター	令和2年射水市成人式	生涯学習・スポーツ課	○
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日	9:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ少年団 冬季スポーツレクリエーション大会(綱引大会)	生涯学習・スポーツ課	
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
11/29	2/24	新湊博物館	「石黒宗麿と阿部雪子」展				